

2011年12月15日

プレスリリース

日興アセットマネジメント株式会社

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」 への署名について

日興アセットマネジメント株式会社(以下、日興AM)は、12月14日に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名いたしましたのでお知らせいたします。

本原則は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定されました。事務局を環境省に置き、民間の金融機関で構成される起草委員会が検討を重ねてきたもので、日興AMも発足当初より起草委員会の一員として参画しております。

日興AMは、日本で初めてのSRI(社会的責任投資)ファンドである「日興エコファンド」の運用を開始したほか、貴重な水資源を支える世界の企業に分散投資し、持続的な発展性に焦点を当てる「グローバルウォーターファンド」や、投資家のみなさまにご負担いただいた信託報酬の一部を発展途上国支援に取り組んでいる国際連合関連の組織に寄付する「世界銀行債券ファンド(毎月分配型)」などのSRIファンドを設定してきました。また2001年には、日本の資産運用会社として初めて環境マネジメントシステムに関する国際規格(ISO14001)の認証を取得するなど、かねてより企業の社会的責任を果たす活動を積極的に推進してきました。本原則への署名を通じて、持続可能な社会や経済の発展を目指して引き続き取り組んでまいります。

【持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀行動原則)】

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

以上

■リスク情報

- 投資信託は、投資元金が保証されているものではなく、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあります。投資信託の運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。

■手数料等の概要

お客さまには、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、ご換金(解約)時にご負担いただく費用>

お申込手数料	上限4.20%(税抜4.0%)
換金(解約)手数料	上限1.05%(税抜1.0%)
信託財産留保額	上限1.0%

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬(年率)	上限2.9975%(税抜2.95%)
----------	--------------------

一部のファンドについては、運用成果等に応じて成功報酬をご負担いただく場合があります。

その他費用 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、借入金の利息、立替金の利息など

※その他費用は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記手数料などの合計額は、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

《ご注意》

- 手数料等につきましては、日興アセットマネジメントが運用する投資信託のうち、徴収するそれぞれの手数料等における最高の料率を記載しております。(当資料作成日現在)
- 上記に記載しているリスク情報や手数料等の概要は、一般的な投資信託を想定しており、投資信託毎に異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■その他留意事項

- 当資料は、投資家の皆様に当社の取組みについてお伝えすることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した資料です。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡します。内容を必ずご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。